

## 愛知県菱池遊水地における太陽光発電事業者公募要綱

- 1 募集目的
- 2 募集概要
- 3 事業用地に関する提案条件等
- 4 発電施設設置に関する提案条件等
- 5 企画提案書に関する事項
- 6 企画提案書の内容
- 7 企画提案書作成にあたっての留意事項
- 8 質問の受付及び回答
- 9 企画提案の審査・スケジュール
- 10 河川区域における河川占用許可手続き
- 11 河川占用許可に関する留意事項
- 12 失格要件
- 13 その他



2025（令和7）年3月

愛知県

## 1. 募集目的

---

愛知県では、一級河川矢作川水系広田川の洪水調節のため、額田郡幸田町大字菱池地内に遊水地（菱池遊水地）を整備しています。

遊水地は、洪水時に越流堤を通じて河川から水を流入させ、下流へ流れる洪水量を低減させる機能を持つ河川管理施設であり、平常時は水がない広い空間であることから、治水機能を阻害しない範囲で、公園やグラウンドに上部利用する事例が多くあります。

一方、愛知県では、菱池遊水地が立地する三河地方を対象として、“水循環”をキーワードに流域一体でカーボンニュートラルの実現を目指す「矢作川・豊川CN（カーボンニュートラル）プロジェクト」を進めており、「再生可能エネルギーの創出」の施策の一つとして、「水インフラ空間における太陽光発電施設の設置」を位置付けています。

そこで、菱池遊水地の上部空間の利用に当たっては、幸田町による公園ゾーンの整備、広田川本川と一体となって良好な河川空間を形成する自然環境ゾーンの整備に加え、再生可能エネルギーを創出しカーボンニュートラルの実現に貢献するCNゾーンを位置付け、3者のバランスの良い整備を目指すこととしました。

公園ゾーンについては、地元の幸田町が河川区域内の土地の占用及び工作物の設置許可（河川法第24条、第26条、以下「河川占用許可」という。）を受けて多目的グラウンド等の運動公園の設備を設置し、管理します。

自然環境ゾーンについては、愛知県が周辺の河川環境と調和し、多様な生物の生息環境となりうる空間を整備し、管理します。

CNゾーンについては、太陽光発電事業を実施する民間企業等が河川占用許可を受け、発電施設の設置、管理を行い、民間企業等が売電収入等により、施設の設計・整備費、河川区域占用料、施設の維持管理費、占用区域の維持管理費等の一切を賄い、自立して実施される事業を想定しています。

このため、愛知県ではCNゾーンで太陽光発電事業を行う民間企業等およびその事業内容の提案を募集します。この公募において、もっとも優れた提案を行った民間企業等には、愛知県及び幸田町と基本協定を締結した上で、速やかに提案に基づいた事業を実施していただきます。

応募者は、本公募要綱をよくご確認いただき、お申込みください。

なお、愛知県は、本公募の対象とする土地に関し、本公募により特定された民間企業等との占用協議を最優先とし、本手続きが完了するまで他の事業者等との協議には応じません。

## 2. 募集概要

### (1) 事業用地の所在地

愛知県額田郡幸田町大字菱池地内



図 1

### (2) 募集内容

菱池遊水地における太陽光発電事業の内容

最も優れた企画提案書を特定し、その応募者を占用許可申請予定者とします。

占用許可申請予定者とは、事業用地における太陽光発電事業の実施について、愛知県が優先的に河川占用等協議を行う民間企業等を言います（法的な権利が発生するものではなく、その権利を他者に譲渡することはできません）。

### (3) 事業期間及び河川占用期間

発電事業を行う期間は、20年以内とします。ただし、河川占用許可期間は3年間を上限とし、許可時の条件に違反がないことが確認できた場合、河川占用許可の更新を認めます。20年を超過する事業の継続については、河川管理者と協議するものとします。河川占用許可後3年以内に工事着手してください。

発電設備の設置、撤去及び、原状回復に要する期間は河川占用許可期間に含まれます。

### (4) 参加資格

応募者は、次に掲げる要件を満たす単独の法人又は複数の法人によって構成された共同事業者とします。なお、共同事業者とする場合、代表者1者を選定してください。

1) 応募者は、次に掲げる条件を満たす必要があります。

#### ① 単独の法人若しくは共同事業者のすべての構成員に必要な条件

(a) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (b) 参加の希望を表明する書類（以下「参加表明書」という。）の提出日から占用許可申請予定者の発表までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 24 年 6 月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）1(1)アに規定する調達契約からの排除措置を受けていない者であること。
- (c) 参加表明書の提出日から占用許可申請予定者の発表までの期間において、愛知県会計局指名停止取扱要領又は愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (d) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者又は会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い認定を受けた者については、再生手続開始又は更生手続開始の申立てがなされなかった者とみなします。
- (e) 日本国内に本社又は支社を有し、十分な業務遂行能力及び適切な執行体制を有している法人であること。
- (f) 国税、都道府県税又は市町村税を滞納していないこと。
- ② 単独の法人若しくは共同事業者の代表者に必要な条件
- (a) 物品の製造等に係る愛知県競争入札参加資格者名簿（令和 6 年 4 月～令和 8 年 3 月）（以下「名簿」という。）の大分類「01.物品の製造・販売」、中分類「35.電力」のうち小分類「01.電力」に登録されている者又は企画提案書の提出期限までに登録を得る見込みの者であること。
- 応募者で当該名簿に登録されていない者は、速やかに登録の資格審査の申請を行う必要があります。資格審査に関する問い合わせ先は、次のとおりです。

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号（郵便番号 460-8501）

愛知県会計局調達調整グループ

電話 (052)954-6873（ダイヤルイン）
- ③ 単独の法人若しくは共同事業者のいずれかの者に必要な条件
- (a) 本事業と類似（50kW 以上）の事業履行実績として、過去 5 年間（令和 2 年 4 月 1 日から参加表明書を提出する前日まで）に次に掲げる事業を履行した実績を有すること。なお、共同事業者としての実績は、実施体制（構成員の役割分担等）が分かる書類）により事業の履行を確認できるものに限り、
- ・太陽光発電施設の設置事業（契約・受注段階も可）
- 2) 共同事業者を構成する法人は、単独法人として重複して応募することができません。

## (5) 参加表明書について

応募者は、次により本手続への参加表明書を提出してください。なお、提出した参加表明書について説明を求められたときは、これに応じてください。

### 1) 提出書類

- (a) 表紙（様式第1号）
- (b) 誓約書（様式第2号）
- (c) 会社概要書（様式第3号）

履行事項全部証明書（発行日から3カ月以内のもの）を添付してください。なお、共同事業者として参加する場合、全ての構成員が提出してください。

- (d) 共同事業者結成届（様式第4号）

構成員の間で交わされた覚書等の内容（構成員の役割が分かるもの）を添付してください。

- (e) 事業履行実績書（様式第5号）

- (f) 納税証明書又は滞納していない証明書（発行日から3カ月以内のもの）

共同事業者として参加する場合、全ての構成員が提出してください。

- ・納税証明書（国税）

法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3）を提出してください。

- ・納税証明書（都道府県税）

法人県民税、法人事業税・特別法人事業税及び地方法人特別税並びに自動車税種別割の納税証明書（未納の税額のないこと用）は、参加する本店又は支店の所在地の都道府県が発行するものを提出してください。

- ・納税証明書（市町村税）

法人住民税についての納税証明書（未納がない旨の証明書）は、参加する本店又は支店の所在地の市町村が発行するものを提出してください。

### 2) 提出期間

1) (a)～(f)の書類は、持参、郵送（書留郵便に限る。）又は電子メールにより、令和7年4月21日（月）午前9時から令和7年4月24日（木）午後5時までに提出してください。

持参する場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く平日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く。）の間とします。

郵送する場合は、必ず提出期限までに届くようにしてください。提出期限に遅れた場合は、受け付けることができません。

電子メールにより提出する場合の留意事項は13.（3）のとおりです。

### 3) 提出場所

愛知県建設局河川課改修グループ

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号（郵便番号 460-8501）

電話 (052)954-6554（ダイヤルイン）

電子メール [kasen@pref.aichi.lg.jp](mailto:kasen@pref.aichi.lg.jp)

### 4) 企画提案書提出要請者の決定

応募者から提出された参加表明書に基づき、愛知県において参加資格を満たしていると確認できた者に企画提案書提出要請書を書面により通知します。なお、参加資格を満たさないと確認した者に対しては、その旨及びその理由を書面により通知します。

### 5) その他

- (a) 参加表明書の作成及び提出に要する一切の費用は、応募者の負担とします。
- (b) 提出された参加表明書は返却しません。なお、これらの書類は原則として公表せず、資格の確認以外の目的で使用しません。
- (c) 参加表明書提出後に参加を取りやめる場合は、2. (5) 3) 記載の担当へ連絡してください。その場合でも不利益は生じないものとします。
- (d) 企画提案書提出要請者以外からの企画提案書の提出はできません。
- (e) 企画提案書提出要請者に対し、図面および地盤データを提供します。提供した図面等と現状に差異がある場合は、現状を優先してください。

## 3. 事業用地に関する提案条件等

---

### (1) 菱池遊水地の管理者

河川管理者 愛知県知事

### (2) 施設の設置可能範囲

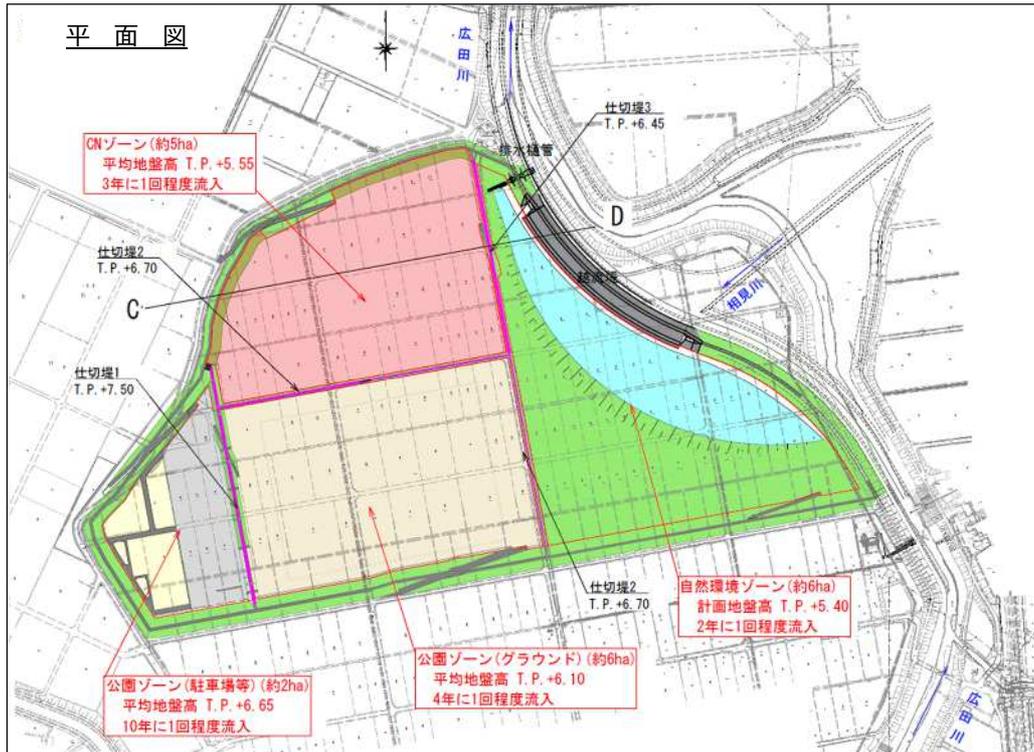
「**図 2**」に示すCNゾーン（赤のエリア）の範囲：約 5ha

CNゾーン外で追加的な事業用地を応募者が独自に確保することを妨げません。

なお、河川占用範囲は原則、占用者がフェンスで囲った範囲としますが、残地の管理面から河川占用手続の中で河川占用範囲の調整をお願いする場合があります。

また、他のゾーンを活用した施設の設置については、それぞれの機能や以下のコンセプトと干渉しなければ、河川占用手続の中で協議可能としますが、審査においては評価しません。

- ・自然環境ゾーン：河川環境、自然環境の保全・創出
- ・公園ゾーン：地域のにぎわいづくり
- ・堤防（遊水地の堤体（仕切堤は含まない））：幸田町がランニングコースとして活用する可能性があります



注) 公園ゾーン、自然環境ゾーン内の施設配置については、イメージで今後変更の可能性があります。

図 2

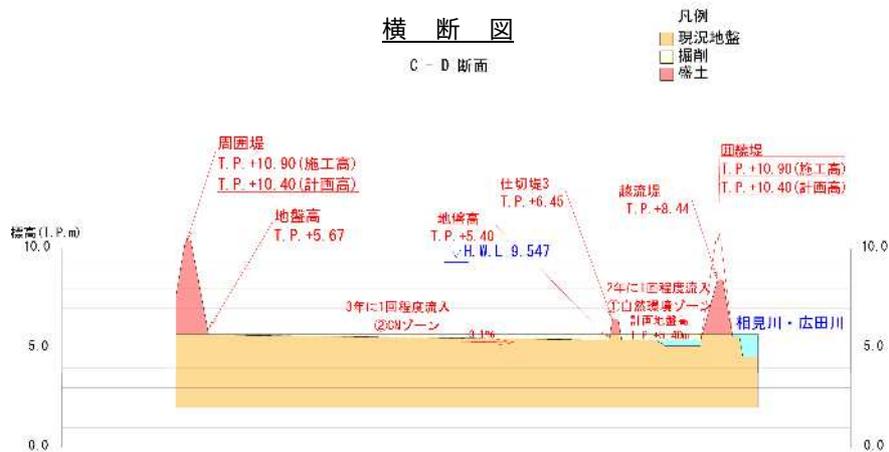


図 3

### (3) 占用料

- ・ 提案において、河川区域（国土交通省名義）における占用料は、愛知県流水占用料等徴収条例の規定に基づき年額 230 円/㎡（令和 6 年 4 月時点）としてください。占用料は、許可若しくは更新時点の最新の単価を適用します。

(4) 占用許可申請予定者の特定

- ・ 占用許可申請予定者を本要綱の「9. 企画提案の審査・スケジュール」に基づき特定します。
- ・ この特定は、応募者から提出された企画提案書等が河川法、電気事業法、建築基準法及びその他の関係法令等に適合している旨、関係行政庁等に認められたことを意味するものではありません。

#### 4. 発電施設設置に関する提案条件等

---

施設設置にあたっては、河川法、電気事業法、建築基準法及びその他の関係法令等を遵守するとともに、関係機関及び近隣等関係者との協議・調整は、協議・調整する者の責任において行ってください。

(1) 電気設備・電力系統接続条件

- ① 太陽光発電としてください。
- ② 本事業における発電設備容量は、施設の設置可能範囲内で任意に設定することができます。ただし、高圧設備容量以上（50kW 以上）を確保してください。
- ③ 電力系統連系や電力の買取りについては、愛知県は保証しません。
- ④ 災害時や計画停電時等の非常時には、太陽光発電による電力を住民等が無償で使用できる防災コンセントを設置してください。非常時に使用できる電力（自立運転機能）の容量は10kW程度とし、15Aコンセント（100V）を4口設置してください。当該コンセントの設置場所は、占用許可申請予定者として特定された後に河川管理者と協議のうえ決定し、「緊急時電源供給施設」の掲示を行うとともに、非常時等に一般の立ち入りが可能なようにしておいてください。また、電池容量が2,500Wh 以上/台の移動式蓄電池2台及びそれらを収納できる場所を設けてください。当該移動式蓄電池及びそれらを収納できる場所は、占用許可申請予定者として特定された後に河川管理者と協議のうえ決定し、年1回メンテナンスを行い、良好な状態を維持するとともに、非常時に広域避難場所等の周辺施設において利用できるようにしておいてください。
- ⑤ 河川管理者が菱池遊水地の管理のために現地へ設置を計画中の機器へ電力を供給する設備を設置してください。機器としては、維持管理用の極小規模な水位計や監視設備等です（電気料金無償）。
- ⑥ ⑤の電力供給方法は、占用許可申請予定者として特定された後に河川管理者と協議してください。
- ⑦ 幸田町が公園施設として現地へ設置を計画中の施設へ電力を供給する設備を設置してください。施設としては、トイレ1棟及び管理用街路灯1灯です（電気料金無償）。
- ⑧ ⑦の電力供給方法は、占用許可申請予定者として特定された後に幸田町と協議してください。

⑨ 電力活用方法は、下記のパターンを想定しています。

(a) 送配電網を利用した単純売電

- ・ 2, 0 0 0 kW 未満の発電規模であれば、送配電容量に空きがあることは愛知県において確認していますが、それ以上の発電規模を提案する場合は、送配電事業者との事前相談を含む接続協議を実施してください。
- ・ 工事費負担金は事業者にて負担してください。

参考) 発電規模：1, 9 9 9 kW

工事費負担金：約 8 5 0 万円 (税別)

(b) 自営線や託送による特定の需要家への売電 (いわゆる P P A 事業を含む)

- ・ 自営線の設置場所に応じて、事業者にて必要な手続きを行ってください。
- ・ 特定の需要家を選定してください (事業者又は共同事業者が自家消費することを含みます)。

(c) 審査において評価する付加要素 (水素製造・活用の先導的な技術の導入)

- ・ 発電した電力により現地で水素を製造し、特定の需要家へ供給する。
- ・ 発電した電力により現地で水素を製造して貯蔵し、夜間に水素を活用した発電を行い、電力供給の平準化を行う。
- ・ 実証実験や社会実験レベルも可とします。
- ・ 水素製造の場所が現地と異なる場合は、自営線や託送による送電に限ります。
- ・ 水素製造・貯蔵設備について、又は水素の運搬について、法令上必要な手続きを行ってください。
- ・ 水素製造・活用の先導的な技術に関する工事着手予定時期を明記してください (太陽光発電設備との同時着手は必須ではありませんが、工事着手予定時期の記載がない場合は評価しません)。
- ・ この付加要素は応募に必要なものではありません。これ以外の付加要素を妨げるものではありませんが、審査においては評価しません。

(2) 構造等の条件

① 菱池遊水地内の平地部分は、愛知県にて、層厚 10cm 程度の砂利の敷均は行うものとして提案してください (4. (2) ②に記載の地盤高は砂利の敷均後)。発電施設の設置にあたり必要な対応は事業者にて実施するものとして、その費用等を提案に見込んでください。

② 遊水地は常時に水がなく一定規模の洪水時に河川から流入して水域となります。菱池遊水地の計画諸元と 2010 (平成 22) 年 3 月 23 日に作成した「一級河川矢作川水系 矢作川下流圏域河川整備計画」に記述している降雨規模の場合の遊水地内の水位シミュレーション結果は以下のとおりです。計画諸元や水位シミュレーション結果を参考に、発電施設の設計を行ってください。

・計画堤防高：T.P.+10.40m

・計画高水位：T.P.+9.60m

施設計画にあたっては、堤防高までの湛水を考慮してください。

・計画地盤高（CNゾーン）：T.P.+5.55m、3年に1回程度流入

※年超過確率1/3を3年に1回程度流入と表現しています。

3年に2回以上流入しないという意味ではありません。

・計画地盤高（自然環境ゾーン）：T.P.+5.40m、2年に1回程度流入

・計画地盤高（公園ゾーン（グラウンド））：T.P.+6.10 m、4年に1回程度流入

・計画地盤高（公園ゾーン（駐車場等））：T.P.+6.65 m、10年に1回程度流入

（計画諸元であり、地盤高は、場所により若干の変動があります。）

・遊水地への越流時の最大流速（参考値※）：越流堤背後 1.5m/s 遊水地内

0.5m/s

（※上記の値は、平面二次元不定流モデルによる計算結果）

・最大水位上昇速度（参考値※）：概ね 1.5m/h（0.42mm/s）

（※上記の値は、水理模型実験による遊水地の水位上昇の観測結果）

③ 施設の設置により、遊水地の治水容量に著しい影響を及ぼさないようにしてください。なお、本遊水地における治水容量への著しい影響とは、面積 10 m<sup>2</sup>あたり阻害容量 1.0 m<sup>3</sup>以上とします（変電施設等を堤防高以上に設置するために、部分的に盛土することは可能です）。また、施設が風や洪水の流入により飛散したり、流されたりして堤体や越流堤を損傷させることがない構造としてください。

## 5. 企画提案書に関する事項

---

### （1）現地見学会

企画提案書提出要請者を対象に、現地見学会を行います。現地見学会を希望する場合は、令和7年5月23日（金）までに下記へ電話又は電子メールで申し込んでください。

① 現地見学期間は、令和7年5月29日（木）～5月30日（金）とし、申し込みがあった者ごとに調整し、詳細については、別途通知します。なお、申し込みが多い場合は、日程を追加します。

### ② 申し込みの連絡先

2.（5）3）に同じ。

### （2）提出書類

2.（5）4）に示す企画提案書提出要請書を受領した者は、下記1）に示す資料（以下「企画提案書」という。）を提出してください。なお、期限までに企画提案書を提出しない者は、本手続に参加することができません。

## 1) 提出書類

- (a) 表紙（様式第7号）社名を記載
- (b) 事業の実施内容（様式第7-1号）
- (c) 会社の実績（様式第7-2号）
- (d) ワークライフバランス等に関する取組（様式第7-3号）
- (e) チェックリスト（様式第7-4号）

※様式第7-1号～7-4号は社名やロゴマークを記載しないでください。

## 2) 提出期間

令和7年10月27日（月）午前9時から令和7年10月30日（木）午後5時まで

## 3) 提出場所

愛知県建設局河川課企画グループ  
名古屋市中区三の丸三丁目1番2号（郵便番号 460-8501）  
電話 (052)954-6553（ダイヤルイン）  
電子メール [kasen@pref.aichi.lg.jp](mailto:kasen@pref.aichi.lg.jp)

## 4) 提出方法及び部数

様式第7号から様式第7-4号の様式により10部作成し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により、提出してください。

持参する場合は、休日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く。）の間とします。

郵送する場合は、必ず提出期限までに届くようにしてください。提出期限に遅れた場合は、受け付けることができません。

## 6. 企画提案書の内容

---

以下の内容で作成すること。

### (1) 事業の実施内容（様式第7-1号）

#### 1) 実施方針・体制

- ・応募者は、基本方針・概要・設備の平常時の概要図（設置方法（フロート架台や高架台等）の概要が分かる図面）等を記載してください。また、電力活用方法を記載し、自営線や託送による特定の需要家への売電の場合は、需要家の名称と事業用地から需要家までの自営線敷設経路又は託送経路を図示してください。
- ・事業実施体制を記載してください。整備段階と維持管理段階の事業実施体制が異なる場合、各段階の実施体制を記載してください。

#### 2) 太陽光発電設備容量

- ・太陽光発電パネルの定格出力（kW）とパワーコンディショナの定格出力（kW）を検討し、記載してください。

- ・自家消費する設備がある場合は、自家消費電力（発電に必要な所内電力を含む）の最大値（kW）を記載してください。

### 3) 河川管理への影響度

- ・遊水地の治水容量に対する阻害容量※を、占用面積 10 m<sup>2</sup>あたりの阻害容量として計算し、m<sup>3</sup>単位で示してください。
- ・飛散、流出、感電の対策の方法・考え方（適用基準等）を記載してください。
- ・運転期間における維持管理の計画（1 1.（2）①の点検要領（ただし、ウ(d)、(e)を除く）を記載してください。

※阻害容量とは、CN ゾーンに応募者が設置する設備の体積を占用面積で除し 10 m<sup>2</sup>あたりに換算したものです。ただし、堤防高（T.P.+10.90）以上に位置する設備の体積、地盤下の設備の体積は除きます。

### 4) 地域への貢献

- ・エネルギーの地産地消や環境教育等（実施場所は問いません）の地域への貢献に関する提案がある場合、その内容を記載してください（4.（1）④ ⑤ ⑦ は必ず記載してください）。

### 5) その他独自提案

- ・ぎらつきを抑えた太陽光パネルの採用等、周辺の景観や利用との調和に配慮する場合、記載してください。
- ・4.（1）⑨（c）に示す水素製造・活用の先導的な技術を導入する場合は、概要と当該技術の開発レベル（実用化レベル又は実証レベル）を記載してください。

### 6) 事業実施スケジュール

- ・基本協定締結、河川占用許可を含む許認可取得工程、工事着手時期、供用開始時期を含む事業実施スケジュールを記載してください。

## (2) 会社の実績（様式第7-2号）

- ① 単独の法人若しくは共同事業者のいずれかの者に、過去5年間（令和2年4月1日から企画提案書を提出する前日まで）にフロート架台又は高架台の水上太陽光発電の事業履行実績（設置事業（契約・受注段階も可））がある場合、最大2件記載してください。記載順序は発電容量の大きいものから順に記載してください。
- ② 単独の法人若しくは共同事業者のいずれかの者に、過去5年間（令和2年4月1日から企画提案書を提出する前日まで）に太陽光発電事業の運営実績ある場合、最大2件記載してください。記載順序は発電容量の大きいものから順に記載してください。

上記①及び②の実績を証明するものとして、契約書（協定書）、仕様書及び実施体制等の写しを提出してください。自社開発物件の場合は、主任技術者選任届出書及び保安規程届出書の写しと事業実施体制（整備段階と維持管理段階の事業実施体制が異なる場合、各段階の実施体制）を提出してください。

(3) ワークライフバランス等に関する取組（様式第7－3号）

該当する□にレ点を入れ、必要書類を添付してください。（取組が証明できる部分のみの写しで良いです。）

(4) チェックリスト（様式第7－4号）

様式第7－1号～様式第7－3号に記載をしたものに○をつけてください。

## 7. 企画提案書作成にあたっての留意事項

---

- (a) A4版を基本としてください。一部A3版の使用も認めますが、その場合は三つ折りにして綴じてください。
- (b) 企画提案書は15ページ以内にまとめてください。
- (c) 片面印刷とし、ページの通し番号を付してください。
- (d) 表紙（様式第7号）、目次及び添付書類はページ数にカウントしません。
- (e) 文書の補完のための写真、イラスト等を用いることも可とします。
- (f) 提出された企画提案書は返却しません。
- (g) 企画提案書の提出期限後の訂正、追加、差し替え及び再提出は認めません。ただし、審査に影響を与えないと愛知県が判断する軽微な誤記等がある場合は、愛知県が指定する期日までに適切に訂正すれば、参加資格を取り消しません。
- (h) 言語は日本語、通貨単位は円としてください。
- (i) ワードソフト等を使用して記載することとし、文字サイズ10pt以上に設定してください。手書きでの記載は認めません。
- (j) 上下左右に20mm以上の余白を設定してください。
- (k) 提出できる企画提案書は、1応募者につき1案までとし、複数案の提案は認めません。また、1案の中に複数パターンの企画が含まれる提案も認めません。
- (l) 特定された企画提案書その他本公募の実施に伴い特定された書類について、愛知県情報公開条例に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合があります。
- (m) 企画提案書の作成及び提出に要する一切の費用は、応募者の負担とします。

## 8. 質問の受付及び回答

---

本事業に関する質問がある場合は、以下により「質問書」（様式第6号）を提出してください。

(1) 参加資格に関する質問・回答

- ① 参加資格に対する質問は、質問書（様式第6号）の2質問事項の（ ）内に「参加資格に関する質問書」と明記し、内容を簡潔にまとめて、提出してください。

(a) 受付期間

令和7年3月19日（水）午前9時から令和7年3月27日（木）午後5時まで

(b) 受付場所

2.（5）3）に同じ。

(c) 受付方法

持参、郵送（書留郵便に限る。）又は電子メールにより提出してください。

持参する場合は、休日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く。）の間とします。

郵送する場合は、必ず提出期限までに届くようにしてください。提出期限に遅れた場合は、受け付けることができません。

電子メールにより提出する場合の留意事項は13.（3）のとおりです。

② 上記の質問に関する回答は、下記期間において本公募要綱を掲示している愛知県WEBページ（以下「WEBページ」という。）に掲載します。

掲載期間：令和7年4月8日（火）午前9時から令和7年10月30日（木）午後5時まで

(2) 企画提案書等に関する事項の質問・回答

① 参加資格以外のその他全般に関する事項の質問は、質問書（様式第6号）の2質問事項の（ ）内に「企画提案書等に関する質問」と明記し、内容を簡潔にまとめて、提出してください。

(a) 受付期間

令和7年6月4日（水）午前9時から令和7年6月11日（水）午後5時まで

(b) 受付場所

2.（5）3）に同じ。

(c) 受付方法

8.（1）①（c）に同じ。

② 上記の質問に関する回答は、下記期間においてWEBページに掲載します。

掲載期間：令和7年6月25日（水）午前9時から令和7年10月30日（木）午後5時まで

(3) その他の資料の取扱い

本公募要綱に定めるもののほか、参加表明後、企画提案書の提出期限までに応募者に提示しなければならない事項が生じた場合には、応募者に対して通知等を行います。

(4) 愛知県が提示する資料等の利用

本公募に関し愛知県が提示する資料は、手続にあたっての検討以外の目的で使用することを禁じます。

## 9. 企画提案の審査・スケジュール

---

一次及び二次審査により、企画提案書を審査します。なお、審査は非公開とし、審査の経過等に関する問合せには応じません。

### (1) 一次審査

① 一次審査は、企画提案書が6以上提出された場合に行い、企画提案書の書類審査により、応募者を5者に選定します。

② 別紙1のうち「発電規模」、「河川管理への影響度（治水への影響度）」、「会社の実績」について審査します。

### ③ 日時

令和7年11月7日（金）

### (2) 二次審査

① 二次審査は、有識者を構成員とする愛知県菱池遊水地における太陽光発電事業に係る公募型プロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）において、審査します。

② 二次審査を行う前に書面により応募者に質問を行うことがあるため、その際は愛知県が指定する日までに書面により回答してください。

③ 評価委員会において別紙1に基づき採点し、最も優れた企画提案書を決定します。

④ 応募者が1者の場合でも審査を行い、公募要綱に示す条件を満たしている場合は、最も優れた企画提案書として決定します。

### (3) 審査結果の通知、結果に対する質問

一次及び二次審査が終わった後、対象となった応募者全員に速やかにその結果を書面により通知します。結果に対する質問は、企画提案書提出要請書において指定する様式により2.（5）3）に提出してください。

### (4) 基本協定書の締結について

最も優れた企画提案書の実務者は、占用許可申請予定者として基本協定書を締結するものとします。なお、締結に係る協議が不調に終わった場合、1.2. 失格要件の事項に該当する場合や事業着手に至らずに協定が解除された場合には、評価委員会において次に優れた企画提案書の実務者と順に、基本協定書締結の協議を行います。

## (5) 手続スケジュール

本手続に係るスケジュールは、以下のとおり予定します。

ア 手続開始の掲示	令和7年3月18日(火)
イ 参加資格に関する質問受付	令和7年3月19日(水)～3月27日(木)
ウ 参加資格に関する質問に対する回答のWEBページへの掲載	令和7年4月8日(火)～10月30日(木)
エ 参加表明書類提出	令和7年4月21日(月)～4月24日(木)
オ 企画提案書提出要請書の通知、菱池遊水地各種図面等の提供	令和7年5月15日(木)
カ 現地見学申し込み期限	令和7年5月23日(金)
キ 現地見学会	令和7年5月29日(木)～5月30日(金)
ク 企画提案書等に関する質問受付	令和7年6月4日(水)～6月11日(水)
ケ 企画提案書等に関する質問に対する回答のWEBページ掲載	令和7年6月25日(水)～10月30日(木)
コ 企画提案書の提出	令和7年10月27日(月)～10月30日(木)
サ 一次審査	令和7年11月7日(金)
シ 二次審査	令和7年11月17日(月)～11月28日(金)の中で開催日を決定
ス 占用許可申請予定者の発表	令和7年12月12日(金)
セ 基本協定の締結	令和7年12月25日(木)

## 10. 河川区域における河川占用許可手続き

### (1) 河川占用許可申請

占用許可申請予定者は、次の関係書類を添えて、愛知県西三河建設事務所に河川占用許可申請を行ってください。

- (a) 河川占用許可等申請書
- (b) 事業概要書
- (c) 位置図
- (d) 工作物の設置に係る土地の実測平面図
- (e) 工作物の設計図
- (f) 工事の実施方法を記載した図書

- (g) 占用する土地の面積計算書及び丈量図
- (h) その他関係者との協議書等
- (i) 土地整理図（公図）の写し
- (j) 工程表
- (k) その他参考となるもの

※ 申請書の提出部数は正本・副本の2部必要となります。

## (2) 河川占用許可申請期限

- ① 占用許可申請予定者は、基本協定の締結後、6ヶ月以内に河川占用許可申請書を提出してください。
- ② 特段の理由なく、期限までに河川占用許可に関する申請手続きを行わない場合は、占用許可申請予定者の決定を取消します。

## (3) 河川占用許可申請の審査

- ① 河川占用許可申請は、占用許可基準、河川管理上の支障の有無等の観点から、愛知県庁河川課及び愛知県西三河建設事務所が審査します。
- ② 審査の過程で、提出された関係書類の内容の補正及び、追加書類の提出を求めることがあります。

- (4) 現地調査の結果、不測の経費を要する等の理由により、占用許可申請予定者が河川占用許可申請を行わないこととした場合は、これによる不利益は生じないものとします。

## 1 1 . 河川占用許可に関する留意事項

---

河川占用許可にあたっては、以下のような条件が付されることを想定して提案を行ってください。

- (1) 占有者は、当該河川占用区域における清掃、除草、堆積土除去、除雪その他の管理を行い、常に良好な状態（当該河川占用区域に必要となる湛水量を阻害しない状態）を保つとともに、河川管理施設（護岸等）その他の工作物を損傷しないようにしてください。特に除草については年1回以上又はそれに相当する除草された状態としてください。万が一、河川管理施設（護岸等）その他の工作物に損傷を与えた場合は、速やかに河川管理者に報告するとともに、現状復旧してください。

- (2) 占有者はあらかじめ、河川占有区域内及びその周辺における維持管理及び、発電設備に係る点検要領（以下「点検要領」という。）を作成し、該当要領に沿った点検を実施し、その報告書を河川管理者に提出してください。
- ① 点検要領には次に掲げる事項を定めてください。
- ア 点検等の範囲に関する事項
  - イ 点検等の対象に関する事項
  - ウ 点検等の内容に関する事項
    - (a) 点検事項
    - (b) 点検時期
    - (c) 点検方法
    - (d) 清掃、除草等の時期
    - (e) 清掃、除草等の方法
  - エ 点検等の体制に関する事項
  - オ 点検等の記録に関する事項
  - カ 点検等の結果の報告に関する事項
  - キ 緊急時の行動計画（治水機能に影響を及ぼすような事象が生じた際の行動計画）
  - ク その他、菱池遊水地の管理上必要と認められる事項
- ② 占有者は、点検要領に従い、当該占有区域及び、その近傍の点検等を実施するとともに、異常等を発見した場合には、速やかに河川管理者に報告し、その指示に従ってください。
- ③ 点検要領に定める事項のうち、河川管理に影響を及ぼす内容若しくは、点検等の体制を変更しようとするときは、河川管理者に届け出てください。
- (3) 河川（遊水地）に関する維持管理又は工事等を行うために河川管理者が河川占有区域内に立ち入ることを妨げないようにしてください。
- (4) 河川占有の目的は発電設備及びこれに付随して必要となる施設の設置に限り、資材置き場等その他の目的で利用しないでください。
- (5) 河川占有区域の占有状況及び、許可の条件の履行状況を確認するため、河川管理者が実地調査又は報告を求めた場合は協力してください。
- (6) 河川占有期間の満了、又は占有を廃止する時は、期間満了までに、占有者の責任において、原状回復措置を実施してください。また、河川占有期間中、占有者の責めに帰すべき理由により契約を解除した場合、愛知県に与えた損害を賠償しなければなりません。
- (7) 占有者の理由による発電設備の移転、改築、除去等の費用及び発電事業終了後の撤去費用については占有者が負担することとし、あらかじめ河川管理者の許可を受けて河川法、電気事業法、建設リサイクル法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等関係法規を順守してください。また、河川占有期間中に河川占有区域内におい

て事故、苦情等が発生した場合は、河川管理者に報告するとともに、占有者の責任において処理してください。

(8) 河川占有区域は、大雨の時に広田川からの洪水を一時貯留させる区域であるため、洪水の流入及びそれとともに流入するごみ等による占有者の損失及び洪水等により発電設備が他所に損害を与えた際の損失補償については、占有者自らが負担してください。

(9) 河川に関する工事等やむを得ない必要があるとき、河川管理者は占有者に発電設備の改築、移設又は撤去等を求めることができます。これらにより占有者に損失を与えた場合、愛知県は占有者に対して通常生ずべき損失を補償します。この場合を除き、愛知県は占有者に一切の補償を行うことはありません。

## 1 2. 失格要件

---

参加表明書提出後に以下のいずれかに該当すると判明した場合は、企画提案書を受け付けず、もしくは評価をせず、又は占有許可申請予定者としての特定を取り消すものとします。

- ア 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき。
- イ 提出した書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- ウ 不正な利益を図る目的で委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき。
- エ 提出した企画提案書の内容が本公募要綱に示す水準を満たしていないことが明らかであると認められるとき。
- オ その他、評価委員会が不適切と判断したとき。

## 1 3. その他

---

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 損害の賠償

暴力団等の排除措置により生ずる損害の賠償について、合意書に基づく排除措置を受けた場合は、損害賠償を請求することがあります。

(3) 電子メールについて

電子メールを利用して書類を提出する場合には、添付ファイルの大きさが15MB以下でなければ受け付けることができないので注意してください。なお、受信確認を行うため、送信後に、提出した旨を提出期限日の午後4時までに電話連絡してください。愛知県において電子メールの受信が確認できない場合は、当該書類は期限内に愛知県に提出されなかったものとみなします。

(4) 問合せ先

2. (5) 3) に同じ。

## 愛知県菱池遊水地における太陽光発電事業

## 1. 評価基準

## (1) 評価項目及び配点等

評価項目	評価の視点	加重倍率
① 発電規模	・太陽光発電のパワーコンディショナの定格出力と自家消費の最大電力の差の値で評価：差の値が大きな提案や工夫がある提案を高評価	7
② 河川管理への影響度	・阻害容量が上限の 1.0 m <sup>3</sup> に対して小さい場合、高評価	4
	・治水への影響度：阻害容量が上限の 1.0 m <sup>3</sup> 未満、かつ、飛散、流出、感電の対策の方法・考え方が明記されている ・緊急時の行動計画が優れている場合、高評価 ・維持管理計画：公募要綱 11. (2) ①の点検要領（ただし、ウ (d)、(e)を除く）が明記されている	3
③ 地域への貢献	・「公募要綱 4. (1) 電気設備・電力系統接続条件④」に示す以上の設備を設置する場合、高評価 ・エネルギーの地産地消や環境教育等（実施場所は問わない）の地域への貢献に関する提案がある場合、高評価 ・「公募要綱 4. (1) 電気設備・電力系統接続条件④⑤⑦」に示す設備を設置している	4
④ 環境面での配慮	・環境面等に配慮している場合、高評価	3
⑤ 先導的な技術の導入	・水素製造・活用の技術を導入する場合、導入技術のレベル（実用化レベル又は実証レベル）を踏まえて高評価	3
⑥ 事業実施スケジュール	・「公募要綱 2. (3) 事業期間及び河川占用期間」に示す占用許可後 3 年以内の工事着手に対して、早期の着手を計画している場合、高評価	2
⑦ 会社の実績	・水上太陽光発電の履行実績：フロート架台又は高架台による水上太陽光発電の実績を、パワーコンディショナの設備容量を踏まえて高評価	6
	・太陽光発電事業の運営実績：太陽光発電事業の実績を、パワーコンディショナの設備容量を踏まえて高評価	5
⑧ 社会的な取組	・ワークライフバランス等の取組みを複数行っている場合に、高評価	1
評価点の満点（100点）		

## (2) 評価方法

- 1) 各評価項目について、3～4 段階評価を行います。
  - 3点：極めて優れている（2を満足し、さらに優れた提案がある）。
  - 2点：優れている（1を満足し、さらに優れた提案がある）。
  - 1点：記載内容が公募条件を満たしている。
  - 0点：記載がない、又は、公募条件を満たしていない。
- 2) 評価点は各項目の評価結果に対し、指定された加重倍率を乗じて得られた点数とします。
- 3) 評価項目の内①②③⑥において公募要綱に示す条件を満足していない場合は失格とします。

## 2. 企画提案書の順位決定方法

- (1) 出席委員の評価点数の合計で順位を決定します。
- (2) 合計点数が同点の場合は、評価項目において、より多くの委員が最上位と評価した企画提案書を優先します。その場合においても、委員同数で優劣がつかない場合は、出席委員の多数決で決定します。
- (3) 応募者が 1 者の場合でも審査を行い、公募要綱に示す条件を満たしている場合は、最も優れた企画提案書として決定します。